

2022年4月1日

新設分割に係る事後開示書面

東京都千代田区外神田六丁目13番11号
株式会社ミクニ
代表取締役 生田 久貴

東京都千代田区外神田六丁目13番11号
株式会社ミクニエアロスペース
代表取締役 中村 直人

株式会社ミクニ（以下「分割会社」という。）は、2021年12月20日付けで作成した新設分割計画書及び2022年2月10日付けで作成した新設分割計画変更書に基づき、株式会社ミクニエアロスペース（以下「新設会社」という。）に、株式会社ミクニの航空宇宙分野に関わる部品等の輸入販売事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811条第1項及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項について下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日
2022年4月1日
2. 分割会社における会社法第805条の2、第806条、第808条、第810条の規定による手続の経過
 - (1) 本件新設分割は会社法第805条に定める簡易分割であるため、会社法第805条の2の規定による差止請求権は該当せず、差止請求した株主はありませんでした。
 - (2) 本件新設分割は会社法第805条に定める簡易分割に該当したため、会社法第806条第1項第2号の規定に基づき、同条の規定による株式買取請求に関する手続は行っておりません。
 - (3) 本件新設分割において新株予約権を発行していないため、会社法第808条の規定による新株予約権買取請求に関する手続はありません。
 - (4) 本件新設分割において2022年1月17日付の官報及び同日付電子公告により、債権者に対して新設分割に対する異議申述公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
新設会社は、効力発生日である2022年4月1日をもって、新設分割計画の別紙に記載された分割会社の航空宇宙分野に関わる部品等の輸入販売事業に関する資産、負債及び権利義務を承継いたしました。
4. その他本件新設分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上